

## 熊本県 菊陽町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### 1 議員提案による条例制定

##### ○議会基本条例・政務活動費の交付に関する条例の制定及び政治倫理条例の全部改正

平成23年6月に議会活性化に関する調査研究に要するため、全議員で構成された、議会活性化特別委員会が設置された。議会活性化特別委員会では議会基本条例・政治倫理条例・政務活動費に関する調査研究を行い、議会基本条例の制定は平成27年3月定例会で可決、平成27年4月1日に施行され、政務活動費の交付に関する条例の制定は平成26年12月定例会で可決、平成27年4月1日に施行され、政治倫理条例の全部改正は平成24年3月定例会で可決、平成24年4月1日に施行された。

議会活性化特別委員会は以上3つの大きな改革に当たり、先進地自治体の8団体に視察し、研究大会に参加するなどして助言指導を受けてきた。また、当町の区長会等と意見交換を行い、3つの条例等について住民の理解を得られるように説明を行い、住民からの声を聴き条例に反映させ、条例の制定等を行った

#### 2 議員による予算の修正動議

菊陽町では平成21年度一般会計当初予算及び令和2年度一般会計補正予算において、議員によって修正動議がなされた。平成21年度一般会計当初予算では、予算内の学校建設費の設計委託料・地質調査委託料を削除し、新たに調査のための委託料を計上するものであった。理由としては、町内小学校の建て替えにあたり、現状の設計案では負の遺産となってしまうため、設計をもう一度やりなおすための修正動議であり、修正案は可決された。また、令和2年度一般会計補正予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち63%をマイバックと除菌を全世帯に配布に使うことより、他にすべきことがあるため、それに係る金額を減額した修正動議がなされた。結果的に修正動議は否決となったものの、以上を踏まえると、当議会は議会の監視機能を十分に発揮し、監視機能の強化に努めている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### ・子ども議会の取組

平成23年度から、町内の2つの中学校の生徒を対象に夏休み時期に開催。子どもたちに

町政への関心を高め、議会の仕組みを理解し、政治を身近に感じてもらうことを目的として、地域や町の課題について、実際に子どもたちが議場の中で提案や質疑をすることで、町づくりの主体としての意識の醸成に取り組む。

町内の2つの中学校から選出された生徒10数名程が議員となり、実際の町議会と同様に一般質問を行い、その質問に対して執行部が答弁を行う。

令和4年度の子ども議会では、子ども議員から「ジェンダーレスに向けた取り組みとして、中学校の制服を見直してほしい」という要望が出されたことをきっかけに、検討委員会が立ち上がり、保護者や生徒の意見を参考に、性別に関係なく自由に選べるジェンダーレス制服が令和6年4月より導入された。

また全国的な動きに先駆けて、当町では令和7年4月から給食費の無償化が実現したが、こちらも子ども議会での一般質問が発端となっている。

令和7年8月に実施した子ども議会では、半導体企業立地やアーバンスポーツ施設建設に伴う変化が著しい当町の諸課題をめぐって、中学生からの鋭い質問や提案がされた。

#### ・議会と親子とが語る会

将来のまちづくりの主体者となる子どもたちに、町の政策や町議会、議員の活動を身近なものとして関心を持ってもらうという目的から、議員の発案により発足。

令和6年度から、町内の小中学生とその保護者を対象に、議員と直接顔を合わせて話をする機会として、「議会と親子とが語る会」を実施している。

テーマは、参加者が普段から疑問に思っていること、議員に聞いてみたいことなど、限定せず幅広く募集。最初は緊張の面持ちで座っていた参加者も、自己紹介のアイスブレイクや議員の巧みな進行で、次第に会も盛り上がりを見せ、参加者からは、日頃直接に関わることが少ない議員と、ざっくばらんな雰囲気でも語り合うことができ、貴重な機会だったとの声が聞かれた。今後も継続的に開催していく予定である。

#### ・議会だより

議会だよりは、議員6人による広報調査特別委員会により、5月、8月、11月、2月の年4回「議会だより きくよう」を発行している。

一般質問については、質問議員一人につき丸々1ページを割り、各常任委員会の活動内容や、各議員の賛否状況、議長の活動記録等を掲載している。

また、令和7年度にはLINEアプリを用いて、議会だよりに関するアンケートを実施し、町民から幅広く意見を募集した。地域の課題や町の将来ビジョンをわかりやすく伝え、町と町民の声をつなぐ架け橋となる議会だよりを目指して活動している。

## (事績 4) 地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会

### 議会活性化の取り組み

事績 1 で述べた通り、議会活性化特別委員会が H23 年度に設置された。当該委員会では事績 1 の議会基本条例により、菊陽町の議会としてあるべき姿を条文化し、一般質問を一问一答方式とし、会派規程を盛り込み、議員間の自由討議による合意形成を条文化するなど議会を活性化させるためにこの基本条例を制定した。

事績 1 の政務活動費に関する条例では、当時、導入をしている町村はあまりない中で、導入している先進地自治体を視察し、当議会が政務活動費を使用できるようにし、議会が活性化するように議論を重ねた。また、政務活動費はお金の問題となることから、住民から理解を得られるように積極的に区長会等と意見交換を行ない、理解を得ることで、条例の制定を行った。

条例の制定以外にも議案に対する議員の賛否公表・議員の資質向上のための研修（外部講師を招き研修）・議会事務局体制強化の要望など H23 年度から H26 年度までで活性化に係る活動を行ってきた。

H27 年度は改選があり、議会活性化特別委員会が設置されたものの、熊本地震の影響により中々活動ができなかったが、その中でも、議会基本条例を制定した後の課題等を検討してきた。

令和 6 年 12 月定例会で、当町を取り巻く環境が劇的な変化の時期を迎える中、さらなる町民の負託に応えられる議会活動、議員活動の実現を目指し、議会を活性化することを目的として、議長除く 17 名の委員で構成する議会改革推進特別委員会を設置し、DX 推進チーム、議会 PR チーム、条例検討チーム、意見交換チーム、以上 4 つのプロジェクトチームに分かれ、現在議会活性化に向けた取り組み、検討を行っている。